

会員管理上の 3 つの取り扱いについて
2018 年 5 月 25 日 社会政策学会本部

会員管理は学会本部の業務です。以下の 3 つの取り扱いを、学会本部は学会事務センターによって長くおこなってきました。このたび、それら取り扱いを明文化するとともに、会員にお知らせすることとしました。なお、わずかな修正を加えました。会費滞納や住所不明は会員にとって不利益がありますので、会費のすみやかな納入と、住所変更などの学会事務センターへのすみやかな届けをお願いします。

会員の会費滞納の場合の取り扱いについて
会員の住所不明の場合の取り扱いについて
会員名簿の送付の取り扱いについて